

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました



拡充内容 3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、**一律1万円**になりました。

<0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当>

| | |
|---------------|----------------|
| (現行) | (改正) |
| 第1子、第2子 月額5千円 | → 月額1万円(倍増) |
| 第3子以降 月額1万円 | → 月額1万円(現行どおり) |

施行日：平成19年4月1日(4月分の児童手当から適用されます)

※3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。(第1子、第2子…月額5千円、第3子以降…月額1万円)

☆今回の改正では、受給者の方が改めて手続きを行う必要はありません。なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律1万円になりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円になります。

児童手当制度の概要

■**支給対象**／小学6年生以下(平成7年4月2日以降に生まれた児童)の児童を養育している方

■**支給額(月額)**／3歳未満…一律1万円
3歳以上 第1子及び第2子…5千円、第3子以降…1万円

■**支給時期**／10月(6月～9月分)、2月(10月～1月分)、6月(2月～5月分)の年3回

■**所得限度額表**／

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 厚生年金等の加入者の場合特例により以下の限度額が適用されます |
|---------|---------|--------------------------------|
| 0人 | 460万円 | 532万円 |
| 1人 | 498万円 | 570万円 |
| 2人 | 536万円 | 608万円 |
| 3人 | 574万円 | 646万円 |
| 4人 | 612万円 | 684万円 |
| 5人 | 650万円 | 722万円 |

※1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある方についての限度額は、1人につき6万円を加算した額になります。

※2 扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額になります。

☆昨年度所得オーバーで児童手当を現在受給されていない方は

平成19年6月分から、平成18年中の所得を基に受給資格の有無を判断します。現在児童手当を受給されていない方も、受給できる場合がありますので、福祉健康課で申請をしてください。(6月分から受給する場合は5月中に申請を済ませる事が必要です。)

また、所得オーバーに関わらず受給対象児童を養育している方で、児童手当を受給していない方も申請してください。

●所得とは…給与収入の場合は給与所得控除後の金額をい、事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した金額をいう。

現在児童手当を受給されている方は

…6月に福祉健康課から現況届を郵送します。

この現況届の提出により6月から1年間の手当が受けられるか決定します。

特例給付での受給者の方へ

…厚生年金加入者の方が退職などで厚生年金を辞めたときは、児童手当の受給資格がなくなりますので福祉健康課に届出てください。届出が遅れると、手当を返還していただく場合があります。

子育て家庭優待制度をはじめます

♥ 子育て家庭優待制度をはじめます

町では、7月から、中学生までのお子さん、又は妊娠中の方のいる家庭を対象に、協賛店舗等で商品割引等の優待が受けられる「パパ・ママ応援ショップ」事業をはじめます。

優待を受けるためには、対象家庭に配布された「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を、協賛店舗等に提示する必要があります。なお、このカードは、県内全域の協賛店舗等で使えます。

♥ 「パパ・ママ応援ショップ」協賛店舗等を募集します

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を提示した子育て家庭向けに、代金割引、ポイントカードへのポイント加算、無料サービス等の優待をしていただける協賛店舗等を募集します。

■**申込期間**／5月7日(月)から6月5日(火)

※この期間内に申込みいただいた協賛店舗等については、7月ごろ子育て家庭に配布する「協賛店舗等一覧」に掲載する予定です。

■**申込方法**／福祉健康課で配布する「パパ・ママ応援ショップ協賛申込書」(町または県ホームページからもダウンロードできます)に所定の事項を記入の上、同課にファックス、メール等で提出してください。

■**問合せ**／福祉健康課 ☎991-1876 FAX991-3600

環境経済課 ☎991-1854

メールアドレス fukushi@town.matsubushi.lg.jp



企画財政課のお知らせ

問合せ／総合政策担当 ☎991-1815

町税等の滞納者に行政サービスを制限します

町では、町税等を滞納している方に対して、税負担の公平性の観点から一部行政サービスの利用を平成19年4月から制限することにしました。

町税等の完納が条件となる行政サービス

| | | |
|-----------------|-----------------|----------------------|
| 国民健康保険人間ドック | 生ごみ処理容器等購入補助※ | 在宅心身障害者(児)短期保護委託料助成※ |
| 保養所利用助成 | 競争入札の参加資格 | |
| 小口融資あっせん利子補給助成金 | 水洗便所改造資金融資 | 進学融資利子補給助成金※ |
| 勤労者住宅資金貸付 | 浄化槽の雨水貯留施設転用助成金 | |

※印は、平成19年4月から新たに制限されたもの

納付すべき町税等の種類

町県民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、国民健康保険税

行政サービスの制限を受ける対象者

町税等の納付義務をもち、納期限内に納付されていない方が対象となります。

納税のための夜間窓口等を開設しています

税務課では、月末の火曜日・木曜日の夜間(午後5時～8時)に、町税の納付及び相談を受け付ける夜間窓口を開設しています。また、休日では第2、第4日曜日(午前9時～午後4時)も開設しています。日中に来庁できない方やお仕事などでお忙しい方は、ご利用ください。

※詳しい内容は、各事業の担当課までお問い合わせください。